

(別紙)

肥料取締法施行細則第4条第1項の規定に基づく知事の定める普通肥料及び表示事項（昭和59年3月31日青森県告示第239号）の廃止について

(廃止年月日：令和3年11月30日)

1 廃止の理由及び内容等

肥料取締法の改正（第一弾施行：令和2年12月1日、第二弾施行：令和3年12月1日）に伴い、第二弾施行に合わせて、青森県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則第5条の「表示命令」（旧法：肥料取締法施行細則第4条）が削除されることから、同条第2項に基づき告示により定めた「普通肥料及び表示事項」を廃止する。

2 参考：「県細則第5条の削除」について

- (1) 普通肥料の表示の基準について、農林水産大臣又は都道府県知事が各々その登録した肥料の生産業者に対し表示命令を行う仕組みが、法改正に伴い、農林水産大臣が全国一律の表示基準を定める仕組みに改められる。
- (2) また、併せて、都道府県知事は、都道府県知事が登録した普通肥料及び都道府県知事に届出された指定混合肥料（普通肥料）について、表示基準を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出ることができると改正される。
- (3) よって、都道府県知事は表示命令を行うことができなくなるため、当該規定を定めた細則第5条を削除する。